

♣ 青色申告の特典

Q : 青色申告には特典があるそうですが、どのような特典があるのですか？

A : 青色申告特別控除や青色事業専従者給与、純損失の繰越し・繰戻しなどの特典があります。

【解説】

青色申告は、毎日の取引を正しく記帳し、税務署長の承認を受けた者にだけ認められる制度です。

主な特典には、次のようなものがあります。

[青色申告特別控除]

青色申告特別控除は、記帳方法によって次の2つがあります。

① 65万円の控除

不動産所得又は事業所得を営む者(現金主義を選択している者は除く)で正規の簿記の原則にしたがって記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付した場合には最高65万円の所得控除が認められます。

② 10万円の控除

上記以外の者については、最高10万円の所得控除が認められます。

[青色事業専従者控除]

事業をしている者と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専従している者に支払った適正な給与については必要経費になります。

[純損失の繰越し・繰戻し]

損失は、翌年以後3年間繰り越したり、又は繰り戻して還付を受けることができます。

